

パブリックコメントで出された意見の概要、及び意見に対する環境省の考え方

意見提出件数：23件 (個人 14, 企業・民間団体関係者 8, 地方公共団体関係者 1)

	整備計画(素案)の内容に対する主な意見	提出された意見に対する環境省の考え方
全体	計画期間が平成15～19年度の計画であるのに、国民への意見募集が「平成15年8月18日」というのはどういふことか。また、意見提出期間が短期間であるのはなぜか。意図・経緯を含め応えてほしい。	本整備計画は、平成19年度までの5年間で達成すべき目標を定めるものであり、これまでの整備計画と同様に計画初年度である平成15年度に策定することを予定しております。また、パブリックコメントにおいて意見提出を求める期間については、本整備計画の文量等を考慮して、約3週間としたものです。
	整備計画の対象から「公共下水道及び流域下水道を除く」のはおかしい。	下水道の整備は、国土交通省等において立案中の社会資本整備重点計画に盛り込まれることとなりますが、浄化槽やし尿処理施設の整備に当たっては、当然のことながら、下水道の整備ともよく調整を図ることとしております。下水道等との連携については、計画案に記述しております。
	廃棄物の排出抑制や減量化と、廃棄物処理の大規模化・広域化とは逆行するのではないか。	循環型社会形成推進基本法の基本原則では、まずは廃棄物等の発生抑制に努めた上で、再生、焼却等を行うこととしており、廃棄物処理の広域化を進めるに当たっても、この原則に従って行うこととしています。このため、計画案の前文に「実施の前提」として排出抑制について記述しました。
	新技術の過信 拙速な導入は止めてほしい。	新技術の導入に当たっては、その安全性に十分配慮して行うことが重要と考えています。
	リサイクルは、サーマルではなくマテリアルにすべき。	循環型社会形成推進基本法では、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することが原則とされており、この考え方に従って施設整備も進めていきます。
	拡大生産者責任の考え方を計画に盛り込むべき。	本整備計画は、廃棄物処理施設整備に当たっての考え方等を定めるものであり、製造事業者等の責務である拡大生産者責任の考え方には直接言及していませんが、本整備計画の前提となっている廃棄物処理法に基づく基本方針においては、拡大生産者責任の考え方を盛り込んでいるところです。
	「循環型社会形成推進計画」の考え方に即して作成された計画になっていない。「脱焼却」の廃棄物行政を目指すべき。	循環型社会形成推進基本法に示す基本原則に従って、燃やさざるを得ない廃棄物については、熱利用等を進めた上で適正に処分することが必要であり、焼却施設の整備についても、御理解をいただきたい思います。
	本整備計画は、事業量及び事業費が示されておらず、企業として人員配置等の経営計画を立てる上での根拠がなくなり戸惑いを感じている。	社会資本整備に関する計画の在り方について、政府で検討した結果、計画の重点を、「事業費」から、事業の実施により得られる「成果」にするとしたものであり、その旨ご理解をいただきたいと思います。

第1章	整備計画(素案)の内容に対する主な意見	提出された意見に対する環境省の考え方
(1)事業評価の実施	事業評価は、新規に着工する事業だけではなく、既存事業についても適用すべき。	ご指摘を踏まえ、整備を完了した施設に対する事後評価の実施について、新たに記述しています。
(2)コストの縮減	コスト削減の検討を進める上でののおのの優先順位、具体的手順、評価方法等を示すべき。	コスト削減を進めるための具体的な方法については、平成12年9月に定められた公共工事コスト削減対策に関する新行動指針に示された考え方等を踏まえることとしています。
	人口増加によるごみ排出量の増加が見込まれる自治体にあつては、これを踏まえた廃棄物処理施設の整備についてご理解願いたい。	本整備計画は、国全体の廃棄物処理施設の整備目標等を定めるものであり、個々の自治体が、地域の実状に応じて必要な廃棄物処理施設の整備を進めることについて、一律の制約を課す趣旨のものではありません。計画案においても「地域の特性を活かした適切な整備を推進」としています。
	広域化による運搬処理コストの増加が懸念される。排出事業者に過度の処理コスト負担が伴わないよう対応すべき。	広域化を進める上で、ご指摘のような懸念があることは理解しますが、一方で、廃棄物処理の広域化には、廃棄物の適正処理の確保やリサイクルの推進等、コスト削減以外にも様々な利点があり、その推進を図ることにつき御理解をいただきたいと思ひます。
	廃棄物処理施設の規模の適正化により削減されたコストの原資をリサイクル施設の整備にあてるなど、循環型社会の形成を図るための施策に有効活用すべき。	リサイクル施設も廃棄物処理施設の一類型であり、実際の廃棄物処理施設を整備する段階では、事業主体の市町村の判断により御指摘のような対応をとることは可能と考えます。
(3)地域住民の理解等	「住民の意見聴取」だけでなく、条例または法令で「住民の同意」を義務づけるべき。	平成9年の廃棄物処理法の改正により、焼却施設及び最終処分場の設置許可手続きにおいて、住民や関係市町村、さらには専門家の意見を聴いて、厳正に審査することとしました。さらに、施設設置後も維持管理の記録を地域住民が閲覧できることとしており、これらを的確に実施することが重要であると考えています。
	住民、学識経験者の意見を入れてごみ処理施設をつくるべき。	廃棄物処理法では、都道府県知事が、廃棄物処理施設の設置の許可や届出受理に当たり、地域住民や有識者の意見を聴取することとなっており、こうした手続きが的確に実施されるよう努めてまいります。
(4)事業相互間の連携の確保	事業相互間の連携の確保」の表現が抽象的。	具体的な連携としては、浄化槽の整備について、下水道、農業集落排水施設等と十分な調整を図ることなどを想定しております。
(5)既存施設の利用、ソフト施策との組合せ	広域再生利用指定制度といった特例制度に係る手続きの簡素化、認定対象範囲の拡大などについて考慮すべき。	現在、本年6月に成立した改正廃棄物処理法の施行準備を進めておりますが、法改正に伴う特例制度に関する手続きについては、廃棄物の適正処理の確保に支障が生じないよう留意して、検討していきたいと考えています。
(6)工事入札等の適正化	入札から契約に至るまでの過程における内容の公表や、第三者的な監査法人による契約前の監査義務付けなどにより、不正を行い難くする必要がある。	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の規定が適正に運用されるよう努め、不正行為の排除の徹底を図ってまいります。

第2章	整備計画(素案)の内容に対する主な意見	提出された意見に対する環境省の考え方
ごみ処理関係	<p>溶融スラグの有効利用を、他省庁との連携により一層推進することを計画に取り入れるべき。</p> <p>ごみのメタン発酵によるガス発電(バイオマス)の促進を計画に取り入れるべき。</p> <p>ガス化改質も含めたケミカルリサイクルも本計画に入れるべき。</p>	<p>ご指摘のリサイクル等の内容に係る施設の整備も含め、整備計画案では、地域の特性を活かした適切な整備を推進する。」としているものです。</p>
ごみ発電関係	<p>「サーマルリサイクルを推進する。」の欄に発電目標を示すべき。</p> <p>「溶融施設」については未確立の技術であるため、計画に盛り込むべきではない。</p>	<p>ごみ発電については、廃棄物処理施設整備の直接的な目的ではないことから、数値目標を定めておりません。なお、廃棄物発電に係る数値目標としては、地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)等において定められているところです。</p> <p>溶融施設については、廃棄物の減容化を図るための有効な手段と考えており、安全性の確保等に十分配慮しつつ、必要な施設の整備を進めていきたいと考えております。</p>
産業廃棄物処理関係	<p>産業廃棄物処理施設に係る目標及び指標の欄に、エネルギー消費原単位(電力、燃料、水など)の目標値を追加すべき。</p>	<p>整備計画の対象は公的機関で整備する廃棄物処理施設であり、一方、産業廃棄物の処理については排出事業者責任が原則となっており、処理施設の整備に係る公的関与は民間による体制整備を見つつこれを補完するものと位置づけられていることから、具体的な数値目標の設定は行っていないものです。</p>
PCB処理関係	<p>PCBが混入したトランス等の量を明らかにし、その処理体制を整備する旨明記すべき。</p> <p>「新油電気機器の中への微量PCBの混入問題」対象機器についても、適正な処理、処理コストの更なる低廉化が行われるよう施設整備すべき。</p>	<p>微量PCBの混入問題については、PCB廃棄物処理基本計画に示しているとおり、原因等の解明を行った上で、ご指摘の点を参考にしながら、処理の在り方について、検討していきたいと考えています。</p>